

平成 2 9 年度第 3 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成 2 9 年 5 月 1 7 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第3回定例会議事日程

- 1 日 時 平成29年5月17日(水)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第10号議案 平成28年度八王子市教育委員会表彰について
 - 第2 第11号議案 平成30年度八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選択要綱について
 - 第3 第12号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について
 - 第4 第13号議案 八王子市教育委員会事務局の組織改正について
- 4 報告事項
 - ・平成28年度学校運営協議会の運営状況について (教育総務課)
 - ・平成29年度八王子市奨学生の決定について (教育支援課)
 - ・平成29年度学級編制の状況について (教育支援課)
 - ・平成29年度学校選択制の結果について (教育支援課)
 - ・平成30年度八王子市立小学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について (指導課)
 - ・平成29年春の叙勲の受章について (教職員課)
 - ・高齢者叙勲の受章について (教職員課)
 - ・平成29年度八王子「宇宙の学校」の開催について (こども科学館)
 - ・IFSCボルダリングワールドカップ八王子2017の大会結果について (国際スポーツ大会推進室)

その他報告

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	星 山 麻 木
委 員	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩千子
委 員	大 橋 明

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	廣 瀬 勉
学校教育部指導担当部長	山 下 久 也
教 育 総 務 課 長	小 林 順 一
学 校 教 育 政 策 課 長	小 俣 勇 人
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	野 田 明 美
教 育 支 援 課 長	穴 井 由美子
指 導 課 長	中 村 東洋治
教 職 員 課 長	廣 瀬 和 宏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 晴 美
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
生涯学習スポーツ部長兼 国際スポーツ大会推進室長	瀬 尾 和 子
生涯学習政策課長	平 塚 裕 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	坂 口 崇 文
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 井 雅 人
文 化 財 課 長	中 野 みどり
こ ども 科 学 館 長	叶 清
国際スポーツ大会推進室主幹	宮 木 高 一
図 書 館 部 長	石 黒 みどり

中央図書館長	太田浩市
生涯学習センター図書館長	新堀信晃
南大沢図書館長	安達和之
川口図書館長	福田秀之
指導課指導主事	上野和広
指導課指導主事	加藤則之
教育総務課主査	石井英嗣
教育支援課主査	山田光
教育支援課主査	岡部雅洋
指導課主査	金子江里子
こども科学館主査	小山豊
国際スポーツ大会推進室主査	伊藤雅佳
教育総務課主査	堀川悟
教育総務課主事	廣瀬桃子
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でございますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、平成29年度第3回定例会を開会いたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名員の指名をいたします。本日の議事録署名員は、大橋明委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

さて、本日の議事でございますが、第10号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、また第13号議案については、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第2、第11号議案 平成30年度八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

佐藤統括指導主事 第11号議案 平成30年度八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について御説明いたします。

本要綱は、平成30年度から八王子市立小・中学校の特別支援学級において使用する教科書の採択について、公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものでございます。

第4条、採択の基本方針でございます。特別支援学級におきましては使用する教科書について、特に支障があり、これよりすぐれたものがある場合にのみ採択替えを行うことができるものとされているため、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学省が作成した教科書目録に登録されている教科書、通常学級で使用されて

いる教科書以外の図書について、本要綱に基づき採択するものでございます。

次に第5条、採択の方法でございます。2、教科書の採択にあたっては、従来の研究の成果や教員及び保護者等の意見を反映させ、公正かつ適正に実施するものであります。そのため、教科用図書選定資料作成委員会を設置し、教育委員会は、資料作成委員会の報告を参考にしながら採択することとしております。具体的には、作成委員会のもとに調査部会を設けて調査を行ってまいります。

本要綱を、本日決定していただきましたら、資料作成委員会等の組織を立ち上げ、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、採択の時期につきましては、教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととなっております。大変短い期間での日程となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

安間教育長　　ただいま指導課からの説明は終わりました。

本件について、まず御質疑はございませんか。

大橋委員　　説明ありがとうございました。

ただいまの御説明の中に、前年度の8月までに教科書を、次年度の教科書を採択するという御説明がありましたが、特別支援学級にいる非常に個性の豊かな子どもたち、この子どもたちが次年度使う教科書を前年度に採択をしていくということについては、かなり難しい部分もあるのかなというふうに考えるわけですが、そのあたりはいかがでしょうか。

佐藤統括指導主事　　これにつきましては、文部科学省で示された日にちとなっておりますので、こちらで変えることはできない状況でございます。

安間教育長　　そういう説明ですか。

山下指導担当部長　　特別支援学級においては、実際には、個々に状況が非常に違うということで、委員のおっしゃるとおり、ある意味、その状況を、しっかり見据えた上で教科書、あるいは教材を決定していくというのが必要でございますけれども、これまで採択に当たって、各学校で経験のある教員がそれまでの教育内容、それから知見、現場のペースをもとに教科書を前年度に採択しています。今、佐藤統括からもありましたが、制度上のものとの整合ということで、そういった形で採択をさ

せていただいているところです。

大橋委員 御説明ありがとうございます。

そうすると、子どもたちのことをよく知っている方の知見が集約されている、そういう理解でよろしいのでしょうか。

山下指導担当部長 おっしゃるとおりでございます。各学校で、それぞれ、これまで取り組んできた教育内容を踏まえて、教科用図書ということで選択しております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

大橋委員 ありがとうございます。

安間教育長 それでは、御質疑を踏まえまして、御意見をいただきたいというふうに思います。本案についての御意見はございませんか。

星山委員 質問も含まれると思うのですけれども、まず一点目は、今までの特別支援学級の使用教科用図書の採択がどうだったのかということ伺った上で御意見申し上げたかったのと、それから、通常の八王子市の小学校の使用教科用図書の採択とどこが違うのかという、この二点を教えていただけた上で、意見申し上げたいのですけれども。

安間教育長 まずは、その二点。

佐藤統括指導主事 今まで、特別支援学級の教科書の対策につきましては、教育長決裁で行ってまいりました。通常の学級の教科書につきましては、設置委員会を設けまして、資料作成委員会、それから調査部会を立ち上げまして、行ってまいりました。

山下指導担当部長 教科書の採択に当たっては、その権限については教育委員会にあるということです。これまで特別支援学級においては、各学校が選定をしたものを、資料として教育長が決裁をし教育委員会定例会に報告する形をとってまいりました。今回、ここで出ています要綱につきましては、先ほどありましたけれども、通常の学級で使用する教科書の採択に準じた形に、改定をしたということになります。

安間教育長 説明のほうはよろしゅうございますか。

星山委員 ありがとうございます。

今までの教育長の決裁と、どこが違っていたかということ、今回は、教科用図書の選定の資料の作成委員会をきちんと設けて、資料の作成委員会の報告もするという、そういう理解で良いのですかね。

ということになると、先ほど大橋委員も質問なさっていましたが、通常学級の児童生徒の教科書を選ぶということの意味と、それから特別支援学級の、個に応じた学びに適した教科書を選ぶということの意味は、もともと、少し性格が違うので。一番違うのは、その児童生徒に合った教科書を選ぶということなのですが、それに関して、この委員会の方とか、それから調査なさる方たちが個々の児童生徒の、例えば発達の状況であるとか、この教科書が適しているだとかということを実感して、どの程度理解したり、情報として開示したりという、適切に選べるのかなということが非常に危惧するところなのです。もう少し、その辺のことが解決されれば、手続上は、今までのやり方よりもきちんとはしている、とは思いますが、私としてはそこが非常に心配です。また質問になってしまいましたけれども、もし、こういうことがあるというのがありましたら、教えていただきたいのですけれども。

もし、そういうきちんとした教科書が選ばれるという手続でないのであれば、私個人の意見としては、一番適切な教科書を選べるのは、一番子どもの近くにいる指導者と、本人と、それから保護者だろうと思うので、その方たちの意見を尊重するのが一番よい教科書を選べるのではないかなというふうに感じるのですけれども、その辺のところは心配なので、もし何かあれば教えていただきたいのですけれども。

佐藤統括指導主事 教科用図書選定資料作成委員会には、固定級が設置されている学校から委員を、全校、メンバーとして入れる予定で、今考えております。そのことにより、子どもたち一人ひとりの発達状況などを把握した状況で教科書が採択できると考えております。

星山委員 もし本当に子どもたちに適した教科書が採択できるのであれば、手続上、問題ないと思いますが、もし形式的に、ただ教科書を揃えるためであるとか、通常の学級でやっている手続と同じようなやり方をするとということが理由なのであれば、私は必要ないと思います。というのは、その教科書を採択するために、物すごくいろいろな方たちが一緒に考えてくださるといった利点がありますが、しかし、その子に本当に合った教科書を選べるのかということにおいては、私はまだ疑問を感じるので、そのあたりのことが解決されないで、これに踏み切るとするのは、個人的にはまだ少し賛成しかねる部分があります。

安間教育長 ありがとうございます。

 このような御意見がありました、ほかの委員の方々の御意見をお伺いしたいと思います。

柴田委員 ただいまの星山委員の議論を聞きまして、やはり、個々の児童生徒の状況に則した教科書が配付されないと、教科書としての意味をなさないのではないかと、いうふうに思います。やはり、そこは個々のお子さんの状況をよく理解した方が教科書を採択する上で意見を述べる機会というものを設定してはいかがでしょうか。

 それから、教科書に関して、やはり、保護者の方の御意思というところも尊重されるべきかと思えますけれども、我が子と同じ年齢のお子さんがどういった教科書で学校教育を受けているのかというところも気になる場所だと思いますので、通常の教科書の配布というようなところも配慮してはいかがでしょうか。

 以上です。

安間教育長 今の後半の部分ですね。

山下指導担当部長 今のお話で、最後のところの教科書のことについては、無償配布の流れからすると、厳密に選ぶという形で、特別支援学級においては、教科書を個別に選んでいるので、それに対して通常の教科書とあわせてという形には、制度上できないということがございます。

 それから、星山委員からもありましたけれども、御指摘のとおり、大事なことは、個々の子どもたちに合った教科書が選ばれるということは大前提でございます。これまで、それを大事にしながら、大橋委員からもありましたように、過去の経験や指導の内容等を踏まえて、採択をしてきたということがございます。今回、この形にするということにより明確な手続をとるということももちろんなのですが、これまで、各担任の先生が選んだものが、その次の段階としては採択するというところにいったわけですけれども、これを資料作成委員会がきちんと情報共有をして、把握をして、整理をした上で資料を作成するということでいえば、より、先ほどありました、多くの方々の意見を踏まえた中で、いろいろな考え方、アドバイス、それで、例えば恣意的に何かをするということではなくて、共通理解をしながら進めていくというメリットはあろうかというふうに思っています。

 そして、また、もちろん個々に合わせるということもありますし、図書自体、構

成とかあり方についての知見ということもあろうかと思しますので、よりよい形で、子どもたちの教科書採択ということに対しても、さまざまな英知が集まるのではないかなという、そういうメリットがあるのではないかなというふうに思っています。

保護者の関わりですけれども、個々のお子さんに合わせてということであれば、それも、例えば担任の先生、学校と、その保護者の方々のやりとりの中で、そういうところを踏まえて、各学校が図書を選定してくるものと考えています。また、上の会の資料作成委員会には、通常ですと、例えばPTA関連とか、代表者の方が一緒にいった形で資料作成の様子にかかわるということで、実情を知っていただく、それから公平性、透明性を確保するという面があります。

また、今回の形で、最終的に、この定例会の場に、それぞれの教科書となる図書が、委員さんの方も実際見ていただいて、どのような教科書が特別支援学級で使われているかということをしっかり把握をした上で、皆様で確認をして、採択ができるということでありますので、より一層、特別支援学級での教育ということが広く周知されるという意味でもプラスになる部分があるのではないかなというふうに考えております。

安間教育長　ほかに、委員の方から御意見はございませんか。

それでは、私からも意見を述べさせていただきます。

今、御議論になっているように、基本的に、専門性のある教員がその子の成長のために最も適切なものを、教材を選んで、それを教科書とするという点、その方針が揺れるようでは、もう大原則は崩れてしまう。それは、もう絶対に担保すべきだということを踏まえた上で、かつて東京都の教育委員会の中でも、あまりにも数が多いものだから、教育委員が全部見て、全部に責任を持たないよという御発言をされた教育委員さんが、かつて、いらっしゃったのです。私は、やっぱり、そこが違うと思う。中身はどうであれ、先生が勝手に選んだのです、先生が良いから選んだのですというものに対して、合議体である我々教育委員がともに責任を持つと。そういう手続論だけなのですけれどもね、そういったことが、私は必要だろうなというふうに考えています。

したがって、前提としての、本当に子どもの発達だとか、保護者の願いであるとか、そういったものに適しているか否かというものをしっかりと見極める組織を、

仕組みをちゃんと作るということ。これを前提とした上で、それを経てきたものを、我々教育委員も大変かもしれないけれども、しっかりとそれを見て、そして、それに対して、ともに責任を持つと。そういった意味では必要なのかなというふうに、私は意見を持っております。

一通り意見が出終えたようでございますので、これを踏まえて、また、更なる御意見はございませんか。

星山委員 責任を持つということに関しては同意するのですが、本当に責任を持つのだったら、本当に、その子どもたち、個々の発達がわかっていて、その子に適した教科書を採択するというに関して学んでいかなければいけないと思えますし、そのことに対して、チャンスととらえて、みんなで責任を持つことから、この子どもたちと一緒に支えていくという意味でとらえれば、とても良い考え方だと思うのです。ただ、前提として、先ほどのように手続を、ただ出す側の子どもに合わせるためにやるというのであれば、とてももったいないというか、私は責任を持つというのは、いろいろな意味があると思うのですが、そこの担任の先生や保護者の方が、これが良いとおっしゃった教科書に対して、敬意を払うという責任の持ち方もあると私は思っているので、何が何でも全部、手続を合わせることに責任を持つとはならないと私は個人的には感じているので、今回のように、教科書採択するときに、きちんと手続をしていきたいと思いますということに関しては、よいと思いますが、今、教育長さんもおっしゃったように、前提条件として、まず形式的にするのではなくて、分かる方が、このプロセスの中でかかわってほしいなというのはあります。

それから、何回も出ていますけれども、保護者も通常学級の採択と違って、保護者の代表が選ぶというのとは、全然意味が違って、Aさん、Bさん、Cさんの、それぞれの保護者しかわからないところが特別支援だと思うのです。だから、その方たちの御希望とか、その方たちの意見の反映というのは、通常級とは、重みが全然違うと私は思うので、何か、そこも一工夫は必要ではないかな。逆に、手続を合わせるのであれば、それなりに意味のあるようなプロセスを私たちが付加していかないと、趣旨とは違うものになってしまうのではないかなというところが、少し危惧されるので、そこを工夫していただけたら良いかなというふうに思いました。

それと、もう1個だけ、これも心配なのですけれども、先生方、とてもお忙しいかなと思うので、すごい量だと思うのです。一人ひとり違うので、何冊もあるし。だから、それ全部資料を求めてしまうと、また本末転倒になってしまうので、そのあたりも、ちょっと工夫していただかないと厳しい、現実にはやるとなると結構厳しいのではないかなというところが、私の懸念なので、その点をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

安間教育長 なるほど。

ほかに、委員の方から御意見ございませんか。

どうも、議論が焦点化されてきたみたいで、この方式をとるかとならないかという問題よりも、その中身の問題、ちゃんとしたシステムができているかどうかというところに議論が集中しているようです。確認なのですが、この要綱が、ここで決定を仮にされたとすると、これを踏まえて、今日の御意見を踏まえたような具体的な組織を、これから工夫するということはできるのですか。

佐藤統括指導主事 いただきました御意見をもとに、組織を編成させていただきたいと思います。

安間教育長 そうすると、その組織の決定に当たっては、もう一度、この教育委員会の中での議論は経ますか。

佐藤統括指導主事 次、6月の定例会になりますと、流れ的に時期が厳しくなりますので、可能であれば、組織のほうは教育長決裁でお願いしたいのですが、それは厳しいでしょうか。

山下指導担当部長 今回の報告、後の報告の中でも小学校のがございますけれども、本件に関しては、今、特に中身が重要ということでもありますので、この最終的な場で確認というところも踏まえて、あと、事前に教育委員さんと情報を提供しながら、きちんと確認していただいた上で進めていきたいと考えております。

安間教育長 そうすると、今日出た意見を参考にではなくて、今日出た意見をクリアするような原案をつくって、教育委員さんたちにも情報提供して、意思決定をしていくと。そういうことは可能ですね。

佐藤統括指導主事 はい。

安間教育長　　いかがでしょうか。委員の皆様で、今のような条件付きで、この要綱については決定していく方向でよろしいですか。

それでは、ほかに御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第11号議案については、いただいた御意見の内容をしっかりと踏まえて具体策をつくるということで決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。それでは、第11号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　日程第3、第12号議案　八王子市いじめ問題対策委員会への諮問についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

中村指導課長　　それでは、第12号議案　八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について、担当の金子主査より御説明いたします。

金子指導課主査　　それでは、第12号議案　八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について御説明させていただきます。

本案は、八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針を策定するにあたり、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会に諮問し、意見を求めるものでございます。

本市は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「八王子市いじめ防止基本方針」を策定し、「八王子市いじめ防止対策推進会議」において、さまざまな事項について協議を行ってまいりました。さらに、本市全体で、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができることを目的とした「いじめを許さないまち八王子条例（以下条例と言う。）」が平成29年4月1日に施行されたことを受け、条例第12条第1項に基づき、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を設置いたしました。

第1回目の八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を5月11日に開催し、条例についての説明や、いじめにかかわる状況についての説明を行いました。

第2回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催を6月22日に予定して

おり、条例第10条第1項による、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項について方針を定めるため、条例第12条第2項に基づき諮問するものでございます。

諮問する内容は、(1)いじめの防止に関すること、(2)いじめの早期発見に関すること、(3)いじめへの対処に関すること、(4)保護者(家庭)や地域、関係機関等との連携に関することでございます。

説明は、以上でございます。

安間教育長 　　ただいま指導課からの報告が終わりました。

本件について、まず御質疑はございませんか。

大橋委員 　　今、御説明いただきました諮問内容について、四点あったわけですが、この内容について、もう少し詳しく、例えばこういうことであるというのを御説明いただけないでしょうか。

加藤指導課指導主事 　　金子主査からも話がありました「いじめを許さないまち八王子条例」の第1条に目的がございます。その中に、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処、こちらを「いじめの防止等」という形で表現をさせていただいておまして、その部分がそのまま内容に当たるものになります。具体的なところは、それぞれ市として、教育委員会として、そして学校として、それぞれ何ができるかというのをできるだけ具体的に、特に学校がわかりやすいように記載しようというふうに考えております。

以上です。

佐藤統括指導主事 　　いじめ防止に関しましては、まずは児童生徒にいじめは決して許されないということをいかに理解させていくかということについて。それから、児童生徒がいじめについて考え行動する機会を、どのように普及活動に位置付けるか。それから、児童生徒の豊かな情操、道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度などをどのように養っていくことがよろしいか。それから、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目して、どのように対応することがよいのか。それから、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れる、または自尊心や自己肯定感を育むためにはどういうことができるか。いじめ問題に対して、地域・家庭と関係機関と一体となって取り組むためにはどういうことが必要か。いじ

めの早期発見につきましては、児童生徒のささいな変化や兆候などを、どのように見ていけば良いのか。それから、教員がいじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するためには、どのようなことが必要か。それから、いじめの早期発見のためのアンケートのとり方について。それから、児童生徒が一人以上の大人に相談できる環境づくりを構築していくためには、どのようなことができるか。地域・家庭と連携した児童生徒の見守り体制について、どのようなことが必要か。いじめの対処につきましては、いじめの対処は組織的に行うということが原則であるが、それについて、どのように進めていくか。いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を安全に確保するために、どのようなことが必要か。いじめをしたとされる児童生徒に対して、事情を確認するとともに周囲の情報も収集して適切に指導するためには、どのようなことが必要か。重大事態と疑われる場合には、躊躇することなく関係機関と連携するとしておりますが、そのためにはどういうことが必要か。4番目の保護者、家庭や地域、関係機関との連携につきましては、学校運営協議会を初めとしたPTA組織または保護者との関係をどのように構築していくか。また、地域の関係団体・関係機関と、どのように関係をつくっていくか。それから、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受けるためには、どのような働きかけが必要かなどを、御意見をいただいております。

安間教育長 要するに、これまであった本市のいじめ防止基本方針で課題となっていた点を、より、今申し上げたような項目なのでしょうけれども、それを、もう具体的な解決策を、ここでしっかりと議論してもらって、決めていると。簡単に言えば、そういうことですね。よろしいですか。

大橋委員 ありがとうございます。

なぜ質問をしたかということ、ここに出ている4点というのは、これまで八王子ももちろんそうですけれども、各地区で取り組んできていることなのですね。ですので、単に、これまでやってきたことの再確認ということであっては、この対策委員会を立ち上げて検討する必要はないだろうというふうに思うわけなのですね。ですので、今、その諮問の内容について、具体的にどういうことを求めるのか、そのことをお聞きしました。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

それでは、御質疑も含めてで結構ですが、委員の方から、何か御意見はございませんか。

星山委員 諮問内容を詳しく聞かせていただいて、ありがとうございました。私が1点気になったのは、対子どもに対してのいじめということに特化されていたような気がするのですが、八王子市のいじめの防止ということに関して考えてみますと、私自身は、いじめの問題は子どもにあるのではなくて、人間関係の中にあるというふうに感じています。ということは、どういうことかということ、子どもの周りにいる関与していない子ども、それから関与していないつもりの方が、全ての方たちが、こういうことに関して真剣に考え、関わっていかない限り、いじめの問題は解決できないと思うのです。

今の内容は、子どもがいじめをやっているという視点を強く感じるような気がしたのですが、実際はそうではなくて、先生、それから保護者、それから地域の方の、さまざまな関わり方や、言葉や態度や、いろいろなところに隠れているものがあると思うのですね。

だから、やっぱり、そういうことも含めて、ぜひ諮問していただいて、今までのやり方ではあまり効果がなかったわけですから、もっと違う、八王子はすごく人とのつながりがとても温かくて、みんなで子どもたちを守っていくために自分は何をアクションとして起こさなければいけないかと、一人ひとりの大人が考えていかなければ、私はいけないのではないかなと思うので、ぜひそのあたりをお伝えいただき、学校だけとか子どもたち同士で解決する問題ではなくて、みんな、私たちの中にも、そういうことがあるのだという意識を持って取り組めるような、何かそんなものになったら良いなというふうに希望しています。よろしくお願いします。

安間教育長 ありがとうございます。

ほかに委員の方から、どうですか。

柴田委員 意見ですけれども、いじめの防止に、いじめを未然に防ぐという取り組みに真剣に、まず取り組もうとしているところは、本当に良かったというふうに思っています。

それで、いじめに関する諮問内容ですけれども、ここで決められたことを、誰が具体的にどのように実行していくのかというところを明文化していただきたいなと思います。最もなことを並べて、こういった諮問を出すということは、よくあることですけれども、誰がどのようにいつ実行すべきかということも、その中にぜひ明記してほしいと思います。

それから、特に重大事態が引き起こされないためにも、水面下でのいじめをどう発見するかということも大きな課題になってくると思いますが、いじめをされる側も、もちろん大きなストレスを日々抱えていることだと思いますし、いじめをする側も、ほかの部分で何かしらのストレスを感じて、それをいじめで発散しているというような部分もあるかと思います。こういった、子どものストレスを防止するとともに、ケアをするような働きかけというところ、それから、ささいないじめというのは、日ごろ人間関係の中でいじめと呼ぶべきものかわかりませんが、冷やかしのようなものが、子どもたちの様子を見てるとよくあるようですが、それを一つ一ついじめというふうに重大にとらえるのではなくて、ストレス、そういう冷やかしを受けた時のストレスの耐性というか、どう、それを弾き飛ばせば良いのかとか、そういった耐性がつくような自己肯定感であるとか、強さというようなところもあわせて指導していくような手だても、ぜひ講じていただきたいなというふうに希望します。

安間教育長 ありがとうございます。

村松委員 意見になります。

いろいろ、今の子どもたちは勉強や部活ですとか、家庭の悩みだとか、いろいろなことを抱えておまして、いじめが隠れて行われているということが、いろいろなところで起こっていると思うのですね。私は、この諮問内容の中で一番大事なのは、防止だと思うのです。どうやったら、このいじめをなくせるのか、子どもたち同士がどうやったら仲良く、喧嘩をしても仲直りさせられるのかとか、自分より弱い立場の者を見つけて、いじめてしまう、そういうことが原因の一つにあると思いますので、本当でしたら、(4)の保護者や地域、関係機関等が1番に書いて、まずはいじめを防止するのだと、そういうことを強く家庭と学校側と意思疎通をはかり、子ども一人ひとりに寄り添って、いろいろな形で悩み事を聞いてあげる、これ

が、まずいじめの防止の第一歩だと思いますので、このいじめの防止等に関する
ことに、まず重点を置いていただいて、諮問内容の策定をやっていただければ
なというふうに思います。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

委員の方々からいただいた意見は、この諮問書そのものではなくて、諮問内容を
説明する、もしくは実際に議論していただく際に、こういう思いを持っているのだ
というような補足意見ですので、この対策委員会で、諮問は諮問として簡潔に表現
したとして、教育委員会として、どんな思いを持っているのかというのを、今のお
話を、ぜひ伝えて、そういう方向で議論が進むようにリードしてください。そうい
ったことでございますよね。

よろしゅうございましょうか。

それでは、お諮りをいたします。ただいま議題となっております第12号議案に
ついては、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第12号議案については、そのよ
うに決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、続いて報告事項となります。

まず、教育総務課から報告をお願いします。

小林教育総務課長 それでは、平成28年度学校運営協議会の運営状況につきまして
御報告させていただきます。詳細は、担当の石井主査より説明いたします。

石井教育総務課主査 それでは、各学校の学校運営協議会より報告がありました、平
成28年度の運営協状況について報告させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。学校運営協議会を設置した学校を、指定された年
度ごとにお示ししております。平成28年度の学校運営協議会設置校数は56校で
す。

まず協議事項ですが、子どもたちの学力向上を目的として、学習支援ボランティ
アによる授業補助や放課後補習などの実施についての協議を行い、基礎学力の定着

を図っている学校が多く見られました。また、家庭学習に力を入れている学校も増えております。家庭学習を習慣化するための目標を定め、児童生徒がその必要性を認識するための取り組みや、保護者に家庭学習の大切さを啓発するリーフレットを作成、配布しております。漢字検定や英語検定などの実施について協議している学校も多く、児童生徒の学習意欲を高める試みも行われています。また、地域と連携し、学校を中心とした地域祭りや地域防災訓練に取り組むなど、学校を核とした地域づくりも図られています。

続きまして、取組内容についてですが、多くの学校運営協議会で、土曜日や放課後の学習支援、体力測定などの学校行事への支援など、本来であれば学校支援地域本部などの別組織の実行部隊が学校支援を担うところですが、本市では、そのような体制が確立されておりませんので、学校運営協議会が学校支援を担っている学校が多く見受けられます。一方で、愛宕小、宇津木台小、長池小、松木小や松木中などのように、独自に学校支援地域本部のような組織を設置し、機能している学校もございます。

続きまして、成果についてですが、学校運営協議会が地域や保護者を巻き込み、一体となった活動が浸透してきており、地域や保護者が学習支援を含め学校への協力が増えております。学校運営協議会が学校の必要としているボランティアのニーズを把握し、児童生徒へのきめ細やかな対応を実現できています。子どもたちが地域住民と触れ合い、顔見知りになることで、子どもたちに地域への愛着が芽生えつつあり、子どもたちが自分に誇りを持ち、自己有用感や自尊感情も高まっております。学校公開行事に地域の方が参加することや、地域の方が登下校時に子どもたちの見守りを行うことを通して、保護者を含めた地域が一体となって子どもたちを育てるという意識の醸成につながっております。

次に課題でございますが、さらなる学校運営への参画や地域の人材の発掘や育成などが上げられます。ボランティアなどの学校支援の人材が固定化されており、保護者やシニア世代を初めとした、地域に眠っている知識や経験を持つ人材を発掘することが課題となっております。また、学校運営協議会委員の後継者の育成についても課題となっております。学校運営協議会の活動が、地域やPTAに余り理解されていない現状がございますので、より一層の周知が必要です。また、全体的に感

じることは、地域全体で子どもを育むという意識のもと、学力向上や学校支援などの協議が行われており、各学校が学校運営協議会を設置したことにより、地域との連携が一層図られ、地域とともにある学校づくりが進んでいるものと思われま

以上で説明を終わらせていただきます。

安間教育長 　　ただいま教育総務課からの報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。また、事務局への要望等でも結構でございます。

星山委員 　　私は、素晴らしいと思うのです。こんなに大きい市で、これだけの学校数を抱えながら、これだけ着実にできてきて、もう、私も教育委員になって、初めころから見てきましたけれど、資料の数も充実し増えてきましたし、着実な成果を上げているところの領域かなと思います。伺いたかったのは、これだけいろいろなことを、いろいろな地域でなされると、これから、やはり研修のあり方はすごく大事かなと思うのです。今、課題で上げていらっしゃったように、人材の確保と育成ですね。やっぱり、誰かやってくださいというのでは、なかなか上がってこない。新しい試みなので、評議員とも違うしP T Aとも違うし、学運協ならではの役割というのを、やはり私たちも、ごめんなさい、意見になってしまっていますけれども、積極的に、その人材育成して発掘して、そして成果に結びつけていって、そしてまた、その方たちの生きがいとか、生涯学習にもつなげていくという、非常に全ての課にもかかわってくるようなものだと思うので、研修とか人材育成ということに関して、ある程度短期、中期、長期でビジョンを持っていかないと、これから、どんどん増えていく中で人材が足りないという課題が解決できない。それから質の問題ですね。ただ、そこにいれば良いのではなくて、子どもたちのために、地域のために、アクションを起こして、どういうことなのかということなんかも成功事例を学んだりとか、お互いに連携したりということはずごく重要になると思うのですが、そのあたりのことを、これからかもしれないのですけれども、今まで、どんな取り組みをなさってきたかとか、今の課題でも良いですし、それから、また、今後、こうしていけたら良いなというようなことがありましたら、応援したいと思っているので、教えていただけたらありがたいなと思っています。いかがでしょうか。

大橋委員 　　関連して良いですか。

今の星山委員からの御質問と関連させてなのですが、この将来的にというのでし
ょうか、この学校運営協議会について、八王子市教育委員会としては、その方向性
をどういうふうに考えているのか。つまり、いわゆる学校支援地域本部の方向を重
視していくのか、あるいは学校運営協議会、本来の学校経営を支援していく、そう
いうような方向なのか。あるいは、現状、今、こういう状況を、さらにそのままや
っていくのか。どういうふうに、そこはとらえているのかというのを教えていただ
ければと思います。

以上です。

安間教育長 教員研修の件もひっくるめて、今の話に対して何かありますか。

小林教育総務課長 まず、星山委員からいただきました、人材の育成でございます。

人材の育成については、これから、早期に全校を学校運営協議会にしていくという
目標を持っておりますので、ここも本当に重要な課題だというふうに思っておりま
す。これまで、他校と情報を共有するような取り組みとして、学運協通信という情
報誌を発行して、全体の情報共有を図ってきました。また、研修会も、今まで年1
回、全体研修会ということでやっておりましたけれども、今年につきましては、3
月から4月にかけて、計6回、細かく実施をさせていただいております。 さ
らに、学運協マニュアルを、この2月に作成をしまして、学校及び、各学校運営協
議会委員、全員に配付をさせていただきました。学校運営協議会とは何ぞやという
ところ、学校運営協議会では何を行うのかということも含めて、初歩からの部分
を記載したものをつくりました。今後は、短期、中期、長期というところでの研修、
人材育成というところを、しっかり検討していきたいというふうに思っております。

あと、学校運営協議会の方向性でございますが、これは、かなり難しいと思っ
ております。八王子の現在の学校運営協議会につきましては、もともとあった支援組
織が学校運営協議会になっているようなところが、かなり多くあります。全国的に
いう学校支援地域本部のような学校運営協議会です。一方で、学校運営をしっかり
行っている協議会もございまして、現在は各学校運営協議会に、任せているという
状況です。ただ、国のほうで、法改正がありまして地域学校協働本部というものを、
進めてきておりますので、その地域学校協働本部の推進とあわせて、学校運営協議
会についても検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。

地域学校協働本部がしっかり確立していくようであれば、学運協は学校運営に特化する仕組みに再構築しなければならないと思っています。国は、別々の組織というふうに、確立しようとしていますので、国の動向も見ながら、また勉強しながら、方向性を決めていきたいというふうに思っています。

安間教育長　ほかに。

柴田委員　今、御説明いただいたことに関連しましてお伺いしたいのですけれども、八王子市では、学運協の導入に当たって、今回、この2月に学運協マニュアルを作成したということと、それから、3月から7月に計6回の研修会を実施したということ、これは、校長先生、副校長先生向けの研修会というふうに理解をしてよろしいでしょうか。

それから、コーディネーター向けの研修会というものは、現在やっているのかどうかということもお伺いしたいです。

それから、以前にちらっとお伺いしたのですが、事例集の作成に関しては、どのようになっていますでしょうか。

以上、質問させていただきます。

安間教育長　三点、御質問ありました。

小林教育総務課長　学運協マニュアルにつきましては、全学運協委員にお配りしております。

研修会につきましては、今回は新規委員が主な対象でございますが、これまでの既存の委員の方も良いですよということで、行った研修でございます。校長、副校長向け研修につきましては、例年夏に開催をしております。また、新規に、転入や昇任をされた校長先生、副校長先生につきましては、4月に教育センターで一括して研修がございますので、そこの時間をいただきまして、今回は30分から40分かけてお話をさせていただいているところでございます。

事例集につきましては、印刷が間に合わなかったのが4月に各校3部ずつお配りさせていただいて、ここで全て印刷ができましたので、全委員に向けた配布の手続を行っているところでございます。

コーディネーターにつきましては、学運協ではなく、学校支援事務局のほうになりますので、指導課より御説明いたします。

中村指導課長　　コーディネーターの研修なのですけれども、昨年度は3回行っております。今年度につきましても、6月から研修を始めていきたいと思っています。コーディネーターを含めて、ボランティアの方の研修もあわせた形で行っていききたいと思っていますので。

柴田委員　　ありがとうございます。

コーディネーター向けの研修会は、指導課と連携して教育委員会挙げて、学運協の設置に向けて取り組んでいるというところ、高く評価できるのではないかというふうに思いました。

学運協の、今回の資料を拝見しますと、各学校、年に10回、多いところでは13回、学運協を開催しているということで、月に1回は地域の方たちと学校関係者が集まって、子どもたちの、よりよい環境づくりについて話し合う機会を持っているということ自体が大変素晴らしいことだと思います。この時に、先ほど、星山委員がおっしゃっていましたけれども、人材確保、委員のなり手不足という課題があると思います。小中一貫教育、小中連携といったところも、同じ学区で学運協を合同開催しているところもあるようですけれども、このように、小中連携の取り組みが、この学運協を通して進むことで、長い目で子どもを育てていくような環境づくりというところに発展していけば良いなというふうに思っております。

それから、八王子市の主たる取り組みとして八王子市、広いですので、その地域性に応じた課題に取り組んで、各学校が取り組んでいる様子が見てとれますけれども、合同熟議を開いたという事例がほかに余りない事例ですので、その辺について、ちょっと教えていただければと思います。

小林教育総務課長　　まず、人材確保というのが、やはり一番の課題なのかなというふうに思っております。108校が学運協などになりますと、地域がかぶっておりますので、そういうところで人材が足らなくなっていくのだろうと思います。先月複数校で一つの学運協を設置できるという形に、規則改正を行いました。今後、そのような形で一つの学運協を設置するような流れがあるかもしれません。また、今回本当に困ったというところがありました。そういうところにつきましては、例えば開催回数を地域の方々と調整するとか、また、同じ中学校区の学運協と共同で開催するとか、そういうことでの調整をしていただければと考えております。

合同熟議でございますが、資料の南大沢のところですかね。それと松木中がございますね、松木中学校につきましては、松木中学校区の3校合同学校運営協議会を定期的に行っておりまして、地域を挙げて、さまざまな取り組み、または学校支援を行っているというような、先進的な地区でございます。昨年度、地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受賞したという3校でございますので、このような積極的な取り組みをしております。多摩ニュータウンにつきましては、多摩ニュータウンの学運協が集まって学校運営協議会ということで年に1回話し合い等を行っているという取り組みです。ただ、ちょっとこれを、ほかの地域に広げるといふことは、難しいのですが、検討してみます。

柴田委員 ありがとうございます。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

村松委員 大変詳細な資料をつくっていただき、また学運協通信とか、資料配付、御尽力いただいております。学運協は、これから八王子の中のボランティア活動ですとか、様々な活動の中で核になっていくものだと思っております。学校訪問時にPTAの方たちから話を聞くのですけれども、新しくPTAになられた方が学運協って何と、みんな聞くのですね。私であれば事細かに説明できるのですけれども、PTA会長さんとかもわかってないので、本当にどう説明して良いのかわからない。その辺で苦労されているということが多々あるみたいですよ。

あと要望としては、昨年2月に教育委員と学運協の皆さんと懇談をしようという会を開きましたよね。あれが非常に好評で、あれをもう一回やってくれないかと。ただ、学運協が一堂に会するのは、無理だと思うので、例えばブロックごとですとか、小学校と中学校はブロックが違いますから、またそのブロックごとに開催してくれないとか、そういう御要望がたくさん、強いのですね。これからの学運協は、いろいろな学識経験者とか、資格を持った方とか、PTAの方たちが参加してくれるから良いのですけれども、中期的に見て、次の世代、次の会の時に、きっと、これ人材確保が本当に難しくなると思うのですね。やはり周知も大事ですし、人材育成、今から確実に進めていかないと、学運協というものが、機能しなくなると思います。ましてや小学校のPTA連合会は半分近くが参加していないという現状がございますので、そうすると、PTA自体もなくなる可能性もあります。要望を聞いて

細かにやっていかなければいけないのではないかなと思いますので、意見も入ってしまいましたけれども、この懇談会が重要ですね。この懇談会というのは、どういうふうにお考えになっているか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

小林教育総務課長　　まず、その前の周知でございますけれども、3月の議会でも、議員さんから周知ということで質問をいただきました。今年は4月の広報「はちおうじの教育」で、学校運営協議会、コミュニティスクールを特集記事で取り上げて周知を図ったところでございます。このように、周知については、定期的に行っていきたいというふうに考えております。

懇談会につきましては、なかなか全校を一堂にとというのが難しくなっている状況でございます。八王子の場合は、学校数が多いですので、全ての学運協になりますと1,000人の委員になってしまいますので、ブロックをつくってブロックごとにやるとか、そういうところも含めて検討していきたいと思います。今回は3月、4月にかけて、まず6回研修をしましたけれども、こういう方式が良いのか、どういう方式が良いのかというのを、手探り状況ですけれども、探していきたい、検討していきたいというふうに考えております。

村松委員　　わかりました。また、研修と小P連、中P連のブロックもございますので、それに分けて、研修と懇談を一緒にセットでやっていただいたりとかも、要検討でお願いします。

先ほど説明の中で、学運協の成果として学校に協力する方がたくさん増えていると。この学運協を立ち上げたことによって、学校の保護者がたくさん増えているというふうに話を聞いていました。ただ、私も学運協を何十校と回らせていただいていますけれども、やはり二極化が進んでいるのですね。やる方は、自治会の会長さんだとか、PTAの会長さんだとか、同じ方がやっている。この資料を見ますと、この中に傍聴者がいない。中には、年間ゼロ、市教委も含めて傍聴者ゼロがあるので、もっと傍聴者を増やしたいと書いてあるので、教育委員会も足しげく通い指導主事さんにも参加していただいたりしながら、やっていかないと、形だけのものになってしまうので、今年度始まりましたけれども、指導主事さんたちも学運協に行って意見を聞いたりして、周知、努力をしていただければなと思います。

以上です。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

総じて学運協の継続に向けた研修だとか人材育成だとか、そういった方面の御要望が出ましたので、ぜひそれを踏まえて施策を進めてください。

では、本件についての報告は承っておきます。

安間教育長 続きますして、教育支援課から続けて、3件報告をお願いいたします。

まず、平成29年度八王子市奨学生の決定についてを報告願います。

穴井教育支援課長 それでは、平成29年度八王子市奨学生の決定について、御報告をいたします。詳細については、岡部主査から説明をします。

岡部教育支援課主査 それでは、平成29年度八王子市奨学生の決定について、御報告いたします。お手元にあります資料をご覧くださいと思います。

まず、2の報告内容の(1)一般奨学生についてでございますが、アの選定結果といたしまして、申請者は234名、選考基準を満たしていない方11名を除いた223名が選考対象者でございますして、120名を決定、103名を補欠者とさせていただきます。

イの選定方法でございますが、評定平均値・学校所見・家庭状況等を得点化いたしまして、奨学審議会の審議を経て、上位120名を決定しているところでございます。

ウの支給内容でございますが、支給額につきましては月額1万円で、今年度、平成29年4月から卒業までという形となっております。

エに、申請者と決定者の状況を参考にお示しさせていただきます。

次でございますが、2ページ目になります。

(2)の一般奨学生、中途採用でございます。こちらは、高等学校等に在学中で、高校進学後に経済的理由から就学が困難となった方を対象としております。

同じく、アの選定結果でございますが、5名の募集に対して7名の申請があり、奨学生として5名を決定させていただいたところでございます。

イの選定方法につきましては、先ほど御説明させていただきました一般奨学生と同様でございますが、中途採用者につきましては、申請をいただく時の基準として、高等学校の時の成績のほうも、評定平均値のほうも条件とさせていただきます。

ます。審査につきましては、中学校3年次の評定平均値・学校所見等を得点の対象としております。

ウの支給内容でございますが、こちらも、一般奨学生同様に月額1万円で、平成29年4月から卒業までという形にさせていただいております。

エに、同じく申請者と決定者の状況を参考にお示しさせていただいております。続きまして、3ページ目でございます。

(3)の特別奨学生でございます。特別奨学生のほうは、八王子市奨学生のうちで、高等学校第2学年に在籍する方で、特に成績が優秀な方に対して、月額1万円の奨学金に加えて月額プラス3,000円を加給する制度でございます。

アの選定結果でございますが、51名から申請がありまして、17名を決定しているところでございます。

イの選定方法といたしましては、高等学校第1学年の申請時の評定平均値の高い順に序列をつけ、決定をさせていただいております。

ウの支給内容でございますが、第2学年の4月から卒業されるまでの月額1万円に3,000円を加給した1万3,000円で支給させていただく形になっております。

エに申請者、決定者の評定平均値を参考にまとめさせていただいております。

次に、4ページ、5ページ目になりますが、八王子市奨学金に関するアンケート調査の用紙でございます。こちらにつきましては、平成28年度卒業予定の方に対してアンケート調査を行った用紙でございます。説明は省かせていただきたいと思っております。

次に6ページになります。6ページから8ページ目が集計結果でございます。

まず6ページでございますが、アンケート配布127人に対して113人から回答をいただいております。

2の奨学金の使い道についてでございますが、公立高等学校につきましては、通学費や学校行事に使われている方が多い傾向でございます。私立高等学校につきましては、授業料が主な使い道となっております。

3の奨学金の支払い希望回数につきましては、大多数の方が現在の毎月の支払いを希望されている状況でございます。

4の市の給付以外の、この奨学金以外の制度利用につきましては、16人が育英資金やチャレンジ支援貸付など、他の事業も併用して利用されている状況でございます。

次、7ページ目でございます。

5の学校生活で特に力を入れて取り組んだこととしましては、自由意見としてたくさんいただいておりますけれども、主なものとしては、やはり勉強と部活動の両立ですとか、学校行事参加の部分が大多数を占めてございます。

6の卒業後の進路でございますが、高等学校等卒業後につきましては、4年制大学、専門学校など、多くの方が進学をしている状況でございます。

7の将来の目標でございますが、分野としましては、多いのが医療・福祉、接客等を含めたサービス業が多い状況になっております。

最後に8ページでございますが、自由意見として、奨学金制度に対する御意見をいただいております。全部は記載できませんでしたので、幾つかを列挙させていただいておりますが、意見としましては、今回につきましては、皆様から制度についてのよい評価をいただいている状況でございます。

説明は、以上で終わらせていただきます。

安間教育長　　ただいま報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

村松委員　　二点ございます。

一点目が、1ページ目で気になる部分があります。エの申請者・決定者の状況で、家庭状況の部分で、申請者の方で両親がいない方が1人いらっしゃいますが、その方は支給決定にはならなかったのですか。

岡部教育支援課主査　　はい。状況は、御両親がいなくて、祖父母のところにいらっしゃる方というのがいらっしゃったのですけれども、成績要件等含めまして、今回は決定者になれなかったという状況がございます。

村松委員　　わかりました。

それと、6ページのアンケート調査の結果なのですけれども、アンケートを127枚配布し113枚回収、回収率89%、昨年は確か九十何%だったと思うのですよね。これはたしか、卒業時にアンケートをとるという方式でしたよね。

岡部教育支援課主査 はい、卒業された時期に、卒業証書の御提出を求めています、それと同時にアンケートも同封して、御回答のほうを求めている形でございます。

村松委員 ということは、14名の方がアンケートを出されていない。これ、卒業証書、証明書とかも一緒に提出するような形になっていますよね。

岡部教育支援課主査 同じ時に御提出を求めています、今回、御提出いただいた方の中につきましては、アンケートのほうも御提出いただいてなかった方もいらっしゃる状況でございます。

村松委員 卒業証書も送って来てくださらない方もいらっしゃるということですか。

岡部教育支援課主査 今現在、まだ卒業証書を求めておりますけれども、未提出の方も数名いらっしゃいますので、現状としては、まだ全員そろってない状況ではございます。

村松委員 教育委員からの要望なのですけれども、月額1万円は、やはり安い金額ではないと思うのですね。奨学金はお子さんたちの健やかな成長、また一生懸命勉強していただいて立派な社会人になっていただきたいという願いがあります。この奨学金は無償ですよ。無償というか、返却することがない奨学金ですよ。ですから、卒業証明書も提出されていないというのは、驚きなのですけれども。アンケートというのは、次の奨学金をもらう子どもたちのためにも役立つものです。これは、子どもにも、書いていただきたいというのもあるのですけれども、何より保護者が書いて送るべきものだと思うのですね。もらったら、もらいっ放しということではなくて、しっかり卒業証書とアンケートは送って来ていただくという形でしないと、もう奨学金をただあげているみたいな形になってしまうので、次の世代のためにアンケートを書いて、役立たせてくださいということで、必ず送ってくださいということを、やらないと。卒業証書を何名か送っていないというのは、正直驚きです。前年度も提出いただけなかった方がいらっしゃるのですか。

岡部教育支援課主査 卒業証書につきましては、全員、最終的に回収は毎年させていただいているのですけれども、アンケートにつきましては、御提出いただけない方は、毎年何名かはいらっしゃいます。

村松委員 厳しいようですが今後に生かすということで、アンケートも必ず提出してくださいということを要望します。

以上です。

安間教育長　ほかに何かございますか。

一点付け加えさせていただきますが、今の議論もひっくるめてなのですから、ちょうど、昨年度末の審議会の中で、審議会の委員さんのほうから、こういったこと、要は、このアンケートの8ページのところの最後、「大学を卒業し社会人として働くことになった時に、八王子に少しでも恩返しできるような大人になりたいです。」こういうような反応をもらえると良いね、ということで、審議会の委員さんから、教育長、これ、卒業間際ではなくて、中間あたりに頑張っていますかという激励の手紙でも個別に全員に出しなさいと、そういうような審議会の委員さんから意見をいただいたので、今年は、不肖、私の名前で大変恐縮なのですが、激励の手紙を途中の段階で出すようにさせていただきます。

よろしゅうございますか。

安間教育長　それでは、引き続きまして、平成29年度学級編制の状況についてを御報告願います。

穴井教育支援課長　それでは、平成29年度の学級編制の状況について御報告いたします。担当の山田主査から、詳細について説明をいたします。

山田教育支援課主査　それでは、資料をご覧くださいと思います。

まず1ページの2、学校数・児童生徒数・学級数をご覧ください。

こちらのほう、学級編制の基準日であります平成29年4月7日現在の数字となっております。小学校は70校、児童数2万7,555人、対前年度比マイナス205人、学級数は942学級、対前年度比マイナス8学級となっております。中学校は38校、1万2,949人、対前年度比マイナス279人、学級数は387学級、対前年度比10学級となっております。

下に、参考といたしまして、東京都の学級編制基準表を掲載してございます。昨年度に引き続きまして、小学校第2学年は、引き続き35人学級対応加配、中学校第1学年で、中1ギャップの予防解決のための教員加配が行われております。

続きまして3番、学級数別学校数の一覧となっております。

続きまして、2ページ目の小学校の学級編制の一覧表をご覧ください。

こちらのほう、まず、6番の第六小学校につきましては、日本語学級を設置しております。こちらのほう、26人2学級となっております。また、2年生の小学校加配該当校は12校となっております。1番、第一小学校、4番、第四小学校、6番、第六小学校、7番、第七小学校、16番、宇津木台小、17番、横山第一小学校、19番、散田小学校、26番、元八王子小学校、46番、片倉台小学校、48番、みなみ野小学校、65番、松木小学校、66番、下柚木小学校が、こちらのほう、加配に該当いたしまして、学級規模縮小を選択しております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

こちら、中学校の学級編制の一覧となっております。番号5の第五中学校にも、こちら、夜間学級を設置してございます。24人3学級となっております。また、24番、打越中学校には日本語学級を設置しておりまして、26名2学級となっております。中学校の中1ギャップの対象校ですが、15校となっております。6番、第六中学校、9番、甲ノ原中学校、10番、石川中学校、18番、城山中学校、19番、恩方中学校、20番、川口中学校、35番、上柚木中学校が、こちらは規模縮小を選択しております。1番、第一中、4番、第四中学校、11番、横山中学校、14番、梶田中学校、15番、元八王子中学校、21番、檜原中学校、25番、みなみ野中学校、29番、由木中学校は、ティームティーチングを選択しております。

今年度の私学入学者につきましては、小学校は1.3%、中学では約10%となっております。児童数、生徒数ともに200名近い減となっておりますが、一部の学校では増加している学校もございます。また、平成30年度の新入学につきましても、受け入れの調整を進めております。今後の児童生徒の人数を確認しながら進めていきたいと思っております。

また1ページ目にお戻りいただければと思います。

続きまして4番、特別支援学級学校数と児童生徒数・学級数の説明をいたします。

こちらのほうも、同じように学級編制の基準日であります平成29年4月7日の数字となっております。小学校の情緒障害の通級指導につきましては、昨年度より特別支援教室に変更となっております。通級指導学級は、そのため、難聴・言語の通級のみとなっております。

まず、小学校の固定学級は23校、児童数406人、対前年度比プラス40人と

なっております。学級数は61学級となりまして、対前年度比、3学級プラスとなっております。小学校の通級学級の難聴・言語は6校で、児童数205人、対前年度比マイナス14人、学級数は14学級、対前年度比、特に変動はございませんでした。

中学校の固定学級は15校、生徒数225人、対前年度比マイナス8人。学級数は35学級、こちらのほう、対前年度比に変動はございません。中学校の通級学級は9校で、生徒数192人、対前年度比プラス12人。学級数は24学級と、対前年度比プラス2学級となっております。

続きまして、5番の特別支援教室になります。

学校数は、拠点校となるのは16校で、児童数722人、昨年と比較しますと、プラス156人となっております。

4ページ目に、それぞれの学校の児童数の一覧となっております。

学校によっては、学区域内での開発が多く見られるような状況もございます。特に中心市街地につきましては、多くの集合住宅が建設され、今後も予定されているような状況もありますので、学校の受け入れ状況につきましては、十分、そういった開発を注視しながら調整を行っていきたいと思っております。

また、この時期に合わせまして、居所不明児の調査も行っております。現在は、入国管理局の調査を実施しております。その結果をもとに、また現地調査を今後、行っていきたいと思っております。

学級編制の状況につきましては、以上となります。

安間教育長 報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

大橋委員 特別支援教室についてですが、児童生徒数、この場合、児童数になると思いますが、対前年度比が156人増加しているというのは、これは今年度4月1日に開設した学級があるから、その分増えているというふうにとらえて良いのかどうかということと。

それから、今後、この特別支援教室の児童数というのは、増加傾向なのかどうか。

この二点について教えていただければと思います。

穴井教育支援課長 特別支援教室は、平成30年4月、全校に特別支援教室を設置し

ていることになっているはずなのですが、その特別支援教室の学級が増加したから子どもが増えたのではなくて、特別な支援を要する子どもが増えているというような形です。特に、特別支援教室化したので、他市も同様ですが、通級ということで、違う学校に保護者の送迎が必要なくなったことから、支援が受けやすくなって、申し込みが増えているというふうに分析しております。

安間教育長　ほかに御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件について報告を承っておきます。

安間教育長　引き続きまして、平成29年度学校選択制の結果についてを報告いたします。

穴井教育支援課長　それでは、平成29年度の学校選択制の結果について御報告いたします。詳細については、山田主査から御説明いたします。

山田教育支援課主査　それでは、資料をご覧くださいと思います。

まず1ページ目、学校選択制全体の総括表となっております。

今年度、小学校は、新入学児童4,438人、そのうち、指定校以外の学校を選択された方が719人、割合は16.2%となっております。こちらのほう、対前年度比できますと0.7%の減となっております。

次に、3 中学校の結果が載せてございます。こちらのほう、新入学生徒数4,230人、そのうち、指定校以外の学校を選択された方が940人、割合は22.2%、他前年度比0.1%増となっております。

学校選択をされた方へのアンケートについては、選択した理由として、小学校の場合は通学の距離・安全、兄弟が通っている、子どもの友人関係となっております。こちらは、制度導入から、ほぼ同じような傾向となっております。また、中学校の場合は、子どもの友人関係、通学の距離・安全、兄弟が通っているという状況となっております。

また、学校選択をする際、その学校の情報をどのように得たかについては、小学校では、学校公開に参加してが最も多く、次に友人・知人に聞いてとなっております。中学校では、友人・知人に聞いてが多く、次に学校公開に参加してという状況

になっております。こちらのほうも、ほぼ同じような理由で、例年続いております。

なお、指定校と選択した学校との距離については、小学校、中学校ともに、選択校のほうに近いというような回答が多くなっております。

続きまして、2ページ以降には、小学校、中学校、それぞれの集計結果を示してございます。左側が選択の集計結果であり、許可区域を含むもの、許可区域を除いたもの、両方の選択結果が出ております。また、右側のほうには、参考といたしまして、昨年度の状況を掲載しております。

小学校につきましては、10番の第十小学校、48番、みなみ野小学校、49番、みなみ野君田小学校、50番、七国小学校、53番、由木中央小学校、54番、由木東小学校、68番、長池小学校、69番、鑓水小学校におきまして、受け入れる教室数や区域内の開発に伴う児童の増加が予測されることから、学校選除外校となっております。

3ページ目の中学校につきましては、36番、松木中学校におきまして、同じように受け入れ教室の不足から学校選除外校となっております。

また、今後も、児童生徒・学級数の変化については注視しながら、適切に制度の運営を図っていきたいと思っております。

また、平成30年度の新入学事務を開始しております。まず初めに、4月には、入学の御案内を発送いたしました。その中でも、学校選択制につきましては、抽選内容などQ & Aを取り入れまして、制度の周知を図っております。また、今後、8月にも実際に選択していただくための通知を発送してまいりますので、その際にも、制度の内容については広く周知を図っていきたいと思っております。

報告は、以上となります。

安間教育長 報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

柴田委員 一点質問させていただきたいのですが、1ページ目のアンケート結果についてですが、2の学校選択（小学校）の結果についてです。通学の距離で、指定校のほうに近いと回答した17.8%の保護者が選択理由について、どういう傾向を示しているのかということ、今わかればお知らせいただきたいと思っております。

山田教育支援課主査 申し訳ございません、その部分のデータが、すぐに出てまい

りませんので、改めまして、また御報告させていただきたいと思います。

穴井教育支援課長 詳細で确实ということではないのですが、私のほうで選択理由をざっと学校ごと確認した中では、指定校のほうに近いといった中には、やはり、お友達の友人関係であるとか、学校の熱心さであるとか、そのほか、今年一番、中学校において感じたのは、教員の熱意というところで、本当、ポイントとしては少ししか増えてないのですが、いつもよりも、そちらのほうを選択している方がいらっしゃるなというような雰囲気はありました。

安間教育長 よろしゅうございますか。

こうしたデータをもとに、今後の方向の議論も、ここでしていかなければいけないとは思っております。

安間教育長 それでは、続きまして、指導課から報告をお願いいたします。

野村統括指導主事 平成30年度八王子市立小学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する要綱について報告いたします。

本件は、前回の定例会で議題に供しました、平成30年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教育長決裁にて決定したものです。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

本要綱は、平成30年度から八王子市立小学校で使用する「特別の教科道徳」における教科書の採択に当たり、対象となる教科書について調査研究を行うための組織として、教科用図書選定資料作成委員会を設置するもので、その構成及び任務等について定めたものでございます。

2の(1)資料作成委員会につきましては、校長、副校長、保護者代表から成る10名以内の構成となっています。任務につきましては、次に御説明します、資料作成委員会の下部組織である調査部会及び各小学校からの調査結果、教科書センターにおけるアンケートを参考に選定資料の検定を行い、その結果を教育委員会に報告します。教育委員会は、その資料作成委員会の報告書を参考にしながら採択をしていくこととなります。

次に(2)調査部会につきましては、校長、副校長、教員から成る10名以内の構成となっています。資格につきましては、教職3年以上、市内の学校に1年以上

勤務した者で、専門教科、今回は道徳になりますが、高い専門性と識見を有する者としています。任務につきましては、全ての教科書を上部組織であります資料作成委員会からの求めに応じて調査研究し、報告します。

(3) その他になります。採択を公正かつ適正に実施するため、資料のアからカの六つの項目で委員になれない者を定めています。

最後に、今後の日程でございます。5月下旬から6月下旬にかけて、資料作成委員会及び調査部会を開催し、調査研究を行ってまいります。そして、8月2日の教育委員会定例会にて採択していただける予定となっております。大変短い期間での日程となっておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は、以上です。

安間教育長　　ただいま、報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

1個だけ、質問させてもらっていいですか。

(3)の、その他のウのところなのですが、道徳の教科書の場合には、編集者と、その物語の著者がいますよね。学校の先生の中でも、良いお話をいっぱい書かれる先生がいて、それが、今までも道徳の副読本とか何かに載っている、その会社のために書いたわけではないけれども、良いお話を書いて、子どもたちに指導している、その著者というのは、これに該当するのですか。ちょっと、本市に具体的にいるかいらないか、今、見当たらないのだけれども、良い指導者で、自分で資料を自作で開発したと。これ、指導するのに良い素材だからというので、教科書会社が、それを教員が書いたものだから著作権なんてないに等しいので、使い放題ですよ。だから、これ良い資料だからといって載せたとなると、その人は、これに当たるのですか。

山下指導担当部長　　現時点、こちらで、データ等で確認をしていないのですが、これまでで、例えば、国語の教科書において、著者について、これに当たるという判断をしております。利害関係者というか、明確な形ではないですが、市民から疑念を持たれないという意味では、これに該当すると考えております。

安間教育長　　わかりました。

ほかに、何か御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長　　続きまして、教職員課から、続けて2件、報告を願います。

まずは、平成29年春の叙勲の受賞についてを報告願います。

廣瀬教職員課長　　それでは、平成29年春の叙勲の受賞についてでございます。

受賞された方、元八王子市立第一小学校長、森正樹、昭和19年7月3日生まれ、八王子市在住の方でございます。

瑞宝双光章を受賞されております。

発令日、平成29年4月29日土曜日、祝日でございます。

経歴としましては、教育公務員歴38年、校長歴16年、うち、八王子では、八王子市立恩方第二小学校で、平成元年4月から平成6年の3月まで。高倉小学校長として、平成6年4月から平成9年3月、平成9年4月から平成17年3月までは、第一小学校長であられた方でございます。

報告は以上です。

安間教育長　　報告が終わりました。

本件について、御質疑ございませんか。よろしゅうございますね。

この場をかりて、森先生には、おめでとうございますというふうにお伝えさせていただきたいと思います。

安間教育長　　続きまして、高齢者叙勲の受賞についてを報告願います。

廣瀬教職員課長　　それでは、高齢者叙勲の受賞についてでございます。

高齢者叙勲を受賞されましたのは、元八王子市立上川口小学校長であられました、青木幸子さん。昭和4年4月24日生まれの、この方は、立川市に在住でございます。

受賞内容、瑞宝双光章。発令日、平成29年5月1日月曜日でございます。

経歴としましては、教育公務員歴36年と11月。校長歴は4年でございます。

八王子では、八王子市立上川口小学校長で4年間ということでございます。

以上です。

安間教育長　　報告が終わりました。

本件について、御質疑ございませんか。こちら、よろしゅうございますね。

こちらの青木先生にも、心からおめでとうございますとお伝えしたいと思います。

安間教育長　それでは、続きまして、こども科学館から報告をお願いいたします。

叶こども科学館長　それでは、平成29年度八王子「宇宙の学校」の開催につきまして御報告申し上げます。説明は、主査の小山が行います。

小山こども科学館主査　平成29年度八王子「宇宙の学校」の開催について御報告させていただきます。

まず、第1、報告趣旨でございます。

去る平成29年4月28日金曜日、教育センターにおいて開催されました平成29年度八王子「宇宙の学校」実行委員会において、平成29年度八王子「宇宙の学校」事業計画が承認されたことに基づきまして、平成29年度の八王子「宇宙の学校」の開催について報告するものでございます。

続きまして2番、報告内容でございます。

目的としましては、小学校低学年の子どもと保護者を対象に、宇宙や科学をテーマにしたJAXAと協力して行う科学工作教室、毎回テーマを決めて行う工作・実験と、テキストを使った家庭学習を通じて、宇宙や科学に関する興味・関心をさらに高め、理科好きの子どもたちが増えていくことのきっかけとすることを目的としております。

主催につきましては、八王子「宇宙の学校」実行委員会でございます。実施団体としましては、認定NPO法人「子ども・宇宙・未来の会」、通称KU-MA(クーマ)から講師を派遣していただきます。続きまして、特別協力としまして、会場の御提供をいただいております都立八王子北高等学校、東京工科大学でございます。サポートスタッフといたしましては、八王子市と包括連携協定を結んでおります東京工科大学、創価大学、東京薬科大学の学生の皆様に、ボランティアとして参加していただいております。

次に、「宇宙の学校」のこれまでの経過でございます。平成23年度に、教育センター1会場・定員80組で開校以来、今年度で7回目の開校でございます。これまでの6年間に計52回実施し、延べ900組以上の親子が参加しております。平

成 29 年度は、(5) 番の会場等にも記載されておりますが、3 会場、定員 206 組で実施予定でございます。平成 29 年度におきまして、延べ 1,000 組以上の親子が参加することになります。

次に、「宇宙の学校」の内容でございます。小学校 1 年生から 3 年生のお子さんとその保護者を対象とし、ボランティアスタッフのサポートを受けながら、ホバークラフト等の科学工作教室を行う 4 回のスクーリング、科学や宇宙に親しむ内容の教材による家庭学習で構成されるプログラムを実施しております。参加費用は、2,000 円でございます。

裏面の、(5) 会場・開催日・スクーリング内容についてでございます。会場につきましては、教育センター、東京工科大学、都立八王子北高等学校の 3 会場でございます。6 月 11 日の東京工科大学の開校を初めとし、11 月 12 日の教育センターの開校式まで、計 3 会場 12 回の開催でございます。スクーリング内容につきましては、ホバークラフトを作ろう、熱気球を作って打ち上げよう、これは昨年も実施した工作でございます。この二点につきましては、参加するお子さんの関心が高く、本年度も引き続きの工作内容でございます。そのほかに、新たに昨年と違う内容としましては、大気圧を体感しよう、スポイトロケットを飛ばそう、こまの性質を知ろう、葉脈標本でしおりを作ろうとなっております。

続きまして、(6) 参加者募集でございます。広報「はちおうじ」5 月 1 日号で周知し、その他に、小学校全校の 1 年生から 3 年生全児童にチラシの配布をしております。また、ホームページ等で募集を既に開始しており、はがきによる申し込みとなっております。昨日の時点で、206 組の募集に対し、398 通のお申し込みがございました。

報告事項は、以上でございます。

安間教育長 　　ただいま、こども科学館からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

叶こども科学館長 　　補足させていただいてよろしいでしょうか。

昨年 12 月の定例会におきまして事業報告をさせていただいた時に、村松委員から、夏休み以降の後半の出席率が低下することについての対応ということを御指摘

いただいております。今年度は、夏休みの期間中に「宇宙の学校通信」のようなものを作成しまして、例えば昨年度の成果発表会の様子の写真に掲載したり、保護者の方やボランティアの方々と発表することもできることや、昨年参加者のアンケート結果から「頑張って取り組んで良かった」という内容を紹介するなど、ハードルを下げるような、そんな工夫をして対応していきたいと考えております。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。対応して下さるとい御報告でございますが。

それでは、本件について報告として承らせていただきます。

安間教育長 続いて、国際スポーツ大会推進室から、報告をお願いします。

宮木国際スポーツ大会推進室主幹 それでは、I F S C ボルダリングワールドカップ八王子2017の大会結果につきまして、伊藤主査から御報告いたします。

伊藤国際スポーツ大会推進室主査 それでは、報告いたします。

I F S C ボルダリングワールドカップ八王子2017大会につきましては、去る平成29年5月6日に予選、5月7日の午前中に準決勝、午後から決勝が行われました。これに先立ち、予選前日の5月5日には、選手登録、テクニカルミーティングが行われました。

選手の出場状況ですが、当初予想されていた人数を上回り、27カ国・地域から、男子85名、女子54名、合計139名の選手が出場しました。しかし、残念ながら、当日、男子1名がウォーミングアップ中に怪我をしてしまうというハプニングが発生しましたので、試合への参加は、男子選手が1名減り84名、男女の合計が138名でした。

選手の成績でございますが、男子は、ロシアのアレクセイ・ルブツォフ選手が優勝され、2位には日本の檜崎選手、3位には同じく渡部選手が入賞されました。また、女子のほうは、1位はスロベニアのヤンヤ・ガンブレット選手、2位には日本の野口選手、3位も日本の野中選手が入賞されました。

当日の入場者数ですが、5月6日の予選が1,917名、5月7日の準決勝・決勝が2,340名の方に御来場いただいております。また、このうち、無料招待を

いたしました中学生につきましては、現在、主催者の日本山岳スポーツクライミング協会にて集計中のため正確な数字は把握できておりませんが、残念ながら予想を大幅に下回ったものと予想されております。しかしながら、小学生につきましては、かなり大勢の来場があったように見受けられております。

さらに、メディア・マスコミ関係につきましても、海外メディアを含めまして、総勢155名の方の御来場がありました。

一方で、ボルダリングの体験コーナーを設置したところ、小学生が、それなりに来場されたことがありまして、大変、人気となり、延べ人数ではありますが、5月6日は339名、5月7日には429名の方が体験をされております。

大会終了後には、歓迎セレモニーとして、レセプションパーティーを開催したところ、国際スポーツトレーニング連盟のスコラリス会長を初め、大会役員・選手・コーチなど約200名の方に御参加をいただき、また、八王子芸妓衆に花を添えていただいた結果、大変盛況のうちに行うことができました。

以上で報告を終わります。

安間教育長 ただいま報告が終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

村松委員 国際スポーツ大会推進室の皆様、また関係各位の皆様、本当に御苦労さまでした。私も、予選と決勝戦、歓迎セレモニーに出席させていただきまして、大変、好評のうちに終了できたことを、本当に喜ばしく思っております。

特に私のほうでは、女子の部の優勝者のスロベニアのヤンヤさんですかね、あとオーストラリア、シンガポールのチームと交流を深めお友達にさせていただきました。たくさんの来場者もいらっしやいまして、八王子をアピールできたというふうに考えております。

先ほど報告にもありました、中学生の参加というのが少なかったのには、私も実感していたのですが、やはり土曜日に部活動、塾、そして何かしらの大会が入っていた模様で、中学生にぜひ来ていただきたかったので、残念でなりませんが、小学生が、たくさん親に連れられて来てくださってましたので、それはよかったかなと思います。これを生かして、またぜひ八王子をボルダリング関係で呼んでいただければなというふうに思っております。本当に御苦労さまでした。ありがとうございます

いました。

安間教育長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 ほかに何か、報告する事項等はございますか。

廣瀬学校教育部長 指導課と図書館部より報告がございます。

安間教育長 それでは、指導課から報告願います。

野村統括指導主事 それでは、1日宇宙記者「みちびき2号機」について御報告いたします。定例会報告事項資料をご覧ください。

本市と協定を結んでいる宇宙航空開発機構JAXAより、H2Aロケット34号機による準天頂衛星「みちびき2号機」打ち上げの機会をとらえ、市内中学生が模擬記者として打ち上げ現場の様子を自校の生徒に報告するという活動に、本市の生徒を参加してもらえないかという依頼がありました。校長会とも協議した結果、加住小中学校の男子生徒2名、松木中学校の男子生徒1名、女子生徒1名の計4名を、1日宇宙記者として種子島宇宙センターに派遣することとなりました。

ロケットの打ち上げ日時は、6月1日木曜日となっています。

生徒が所属する学校とインターネット回線を結び、全校生徒に打ち上げの様子を生中継で1日宇宙記者が報告をいたします。

打ち上げ当日の流れは、記載してあるとおりです。打ち上げの時刻は、9時20分になります。

天候の不良等により打ち上げが延期になった場合には、過去の打ち上げの様子をビデオ上映するという対応する予定でございます。

1日宇宙記者として打ち上げに参加するのは、本市の中学生のみとなります。

報告は以上です。

安間教育長 報告が終わりました。御質疑はございませんか。

大変良い機会を与えていただいて、子どもたちにとっても、良い経験になるでしょうし、また、向こうで手を振っている子どもを見る側の子たちにとっても、良い刺激になるのではないのでしょうかね。

よろしゅうございますね。では、報告として承ります。

安間教育長 続けて、図書館部から報告をお願いします。

太田中央図書館長 私から、このところ、公共図書館を中心に、小・中学校の記念誌の一部が切り取られるといった報道に関しまして、本市の対応について御報告させていただきます。資料はございません。

本市も、この報道を受けまして、先週と先日の2回、緊急に点検を行いました。現在のところ、そういった被害状況はございません。

ちなみに、この学校記念誌は、閲覧用、貸出はしておりませんが、開架スペースで利用者の皆様が自由に手にとっていただける状態になっていることから、職員による巡回を多くするなど、その被害の防止に努めているところでございます。

現在、都内の公立図書館における、今、被害状況の報告はされていませんけれども、都立の中央図書館で、情報収集に当たっているようですので、都内においても、そういった被害があるということであれば、開架スペースに出ている資料を閉架に移すなどの、より厳重な対応に移ってまいりたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

安間教育長 本件について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますね。

安間教育長 それでは、これで公開の審議は終わりますけれども、委員の方から、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

再開は11時40分。

〔午前11時30分休憩〕